

2026（令和8）年度 公害防止管理者等国家試験 受験案内



インターネット申込受付期間

令和8年7月1日（水）9時～7月31日（金）17時

この案内書には、試験申込手続き及び受験に関する重要事項が記載されていますので、印刷若しくはパソコンに保存して、よくお読みください。

経済産業大臣・環境大臣指定試験機関

一般社団法人産業環境管理協会
公害防止管理者試験センター



住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1（幸ビルディング）

電話：03（3528）8156 E-mail：shikenbu@jemai.or.jp

業務時間：9：00～17：00

URL <https://www.jemai.or.jp>

※試験に関する最新情報は当協会HPをご確認ください。

目次

重要な注意事項（必ずお読みください。）1～3	
第Ⅰ部	公害発生施設と公害防止管理者等の種類4～5
第Ⅱ部	公害防止管理者等国家試験制度6
	1. 試験区分と試験科目・試験問題数6
	2. 試験科目の範囲7～8
	3. 科目別合格制度の概要及び注意事項9～10
	4. 複数区分受験（併願）についての注意事項11
	5. 全科目免除についての注意事項11～12
	6. 科目免除申請に必要な番号について13
第Ⅲ部	試験の概要14
	1. 試験日14
	2. 受験仮申込受付期間14
	3. 受験地及び試験会場14
	4. 受験資格14
	5. 試験の方法14
	6. 法令等の適用日14
	7. 試験時間14
	8. 受験手数料14
	9. 身体の障がい等により会場で配慮が必要な方の受験14
第Ⅳ部	受験申込みフロー15～16
	1. 申込みの流れ（個人申込）15
	2. 申込みの流れ（複数申込）16
第Ⅴ部	受験仮申込について17
	1. 受験仮申込についての注意事項17
	2. 受験手数料納付方法についての注意事項17
第Ⅵ部	試験区分別・科目別試験時間18
第Ⅶ部	受験票・写真票の注意事項19
	1. 受験票・写真票19
	2. 申込内容の変更等について20
第Ⅷ部	受験に際しての注意事項20
	1. 試験室への入退室20
	2. 試験会場で使用できる筆記用具など20
	3. 受験環境21
	4. その他の注意事項21
第Ⅸ部	電卓の取扱22
第Ⅹ部	合否判定基準、合格発表及び試験結果の通知23
	1. 2026（令和8）年度合否判定基準23
	2. 合格（区分合格）者の発表23
	3. 官報公示23
	4. 試験結果の通知23
	5. 正解の発表23
	令和8年度 受験票・写真票再発行依頼書24
	変更届25

個人情報の取扱いについて

受験申込みにおける氏名、生年月日、住所等の個人情報に関し、試験事務のみに利用し、それ以外の目的では一切利用しません。

重要な注意事項（必ずお読みください）

<本書記載内容に関する合意について>

出願された場合は、本書に記載されたすべての事項に同意したものとみなします。

<申込に関する注意>

- 試験区分の割り振りや会場確保等の関係上、受験地が受験申込者の居住地より遠く離れる場合がございますが、受験申込者のご希望には沿いかねますので、ご承知の上お申込みください。
- 受験申込受付期間を過ぎた申込は、いかなる理由でも受理できません。余裕をもってお申込みください。
- 受験申込受付期間終了後に受験地を変更する場合は、指定期日（3ページ）までに**変更届**（25ページ）を提出してください。（受付期間中は申込サイトに再ログインして変更できます。）
- 科目別合格制度を利用される場合、**受験申込時にご自身で免除申請を行わないと免除されません**。また、受験申込受付期間を過ぎた後の免除科目の追加申請はできませんので注意してください。
- 科目合格の有効期限は法令に定められた期限（合格した年を含めて3年間）となります。本年度試験が行われた場合、科目合格の有効期限の延長はありません。
- 天災等により試験実施が困難な場合、試験が延期になる可能性があります。延期が決定した場合には、ホームページ及び受験申込者へメールにてお知らせします。
- 試験日が延期になった場合に「受験する」か「受験しない」かを、受験申込時に選択するようになっています。「受験しない」を選択した受験申込者については、いかなる理由であっても受験することはできません。また、免除期限の次年度への繰り越しはできませんのでご注意ください。
- 受理した受験手数料は返還しません。ただし、試験が延期された場合に「受験しない」を選択した受験者、及び天災等により試験が実施されないときは、返還にかかる手数料を差引いて返還します。なお、試験の延期及び中止したことによる受験者のいかなる損害に対しても当協会は一切の賠償責任を負いません。
- 最新の試験情報については協会ホームページでお知らせいたしますので、随時確認してください。

<振込に関する注意>

- インターネット申込画面での入力操作を終えた段階では**仮申込**の状態です。指定口座に**受験手数料を振込まないと申込完了となりません**。
- 仮申込完了時に表示される画面又は別途送付される受験仮申込受付メールに記載の申込者振込専用口座に期日までに受験手数料を振込んでください。振込手数料は振込人がご負担ください。
- 振込完了後は、いかなる理由でも試験区分の変更及び受験者の変更はできません。

<受験票に関する注意>

- 受験票・写真票が発送日から2週間を過ぎても到着しない場合、あるいは紛失した場合は指定期日の17時必着で、再発行依頼書（24ページ）を提出してください。

<試験当日に関する注意>

- すべての試験科目において試験時間中の途中退出はできません。
- 受験票・写真票を忘れた場合や写真票に写真を貼付していない場合、受験できません。なお、**当日の受験票・写真票の再発行は行いません**。
- 試験当日に一部の試験科目を欠席した場合であっても、受験した科目は採点対象となります。

公害防止管理者等国家試験の目的

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場（注）の事業者には、公害防止組織の整備が義務付けられています。これを構成する公害防止管理者及び公害防止主任管理者には、法で定められた資格を取得した者を選任しなければなりません。この国家試験は、合格者に対してその資格を付与することを目的に行われるものです。

（注）法によって公害防止管理者等の選任が義務付けられる工場は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設を設置する工場、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものです。

受験申込から合格発表までの流れ

【受験願書受付期間】	7月1日（水）9時 ～7月31日（金）17時	・ 出願は、申込専用サイトからインターネットで行ってください。
【受験手数料振込期日】	メール又は申込完了時の画面に表示される振込期限までに銀行振込を行ってください。 ※振込最終期限：8月6日（木）	・ 入金を確認できた時点で申込完了となりますので、指定された期限内に納付してください。
【受験票・写真票の発送】	9月3日（木）発送予定	・ 受験票・写真票（圧着ハガキ）を受験者に送付します。 ・ 受験票には、会場案内図、試験時間割、注意事項などが記載してあります。 ・ 9月15日（火）を過ぎても到着しない場合は再発行手続きをしてください。
【試験日】	10月4日（日）	・ 試験当日の時間割は18ページをご覧ください。
【合格予定者速報】	11月16日（月）	・ 当協会ホームページにて合格予定者の受験番号を公表予定です。
【合格証書・試験結果通知】	12月15日（火）発送予定	・ 合格者の受験番号を官報でお知らせします。 ・ 区分合格者には、合格証書を送付します。 ・ その他の受験者には、試験結果通知書を送付します。

※天災等により試験日が延期になった場合は、上記スケジュールは一部変更となります。

指定期日一覧

試験申込手続きに関する指定期日 ※1

受験申込受付期間	7月1日(水) 9時 ～7月31日(金) 17時
受験手数料振込期限	8月6日(木)
全科目免除の申請期限	7月17日(金)
補聴器の使用申請期限	9月18日(金)
障がい者等の配慮申請期限	8月5日(水)

※1 10月開催の試験、若しくは試験を延期した場合において共通期日です。

その他、試験実施に関する各種期日(予定) ※2

受験票・写真票の発送	9月3日(木)
受験票・写真票の再発行受付期間 (様式は24頁)	9月16日(水) ～25日(金) 17時必着
受験地変更申請期限 (様式は25頁)	9月18日(金)
試験日	10月4日(日)
合格予定者速報	11月16日(月)
官報公示(合格者受験番号)	12月15日(火)
結果通知の再発行申請期限	令和9年3月末日まで

※2 試験日が延期された場合は、一部変更となります。

第 I 部 公害発生施設と公害防止管理者等の種類

公害発生施設の詳細は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び同施行令を参照されるとともに、必要に応じて大気汚染防止法施行令別表第 1 又は水質汚濁防止法施行令別表第 1 若しくはダイオキシン類対策特別措置法及び同施行令別表第 1 及び別表第 2 を参照してください。

公害発生施設の区分	公害防止管理者等の種類	選任できる資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素・ふっ化水素・ふっ化けい素、鉛・その化合物を発生する施設（大気関係有害物質発生施設）で、排出ガス量が 1 時間当たり 4 万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第 1 種 公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が 1 時間当たり 4 万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第 2 種 公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者 大気関係第 2 種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が 1 時間当たり 4 万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	大気関係第 3 種 公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者 大気関係第 3 種有資格者
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が 1 時間当たり 1 万立方メートル以上 4 万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	大気関係第 4 種 公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者 大気関係第 2 種有資格者 大気関係第 3 種有資格者 大気関係第 4 種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が 1 日当たり 1 万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第 1 種 公害防止管理者	水質関係第 1 種有資格者
水質関係有害物質排出施設で、排出水量が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の工場又は、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの。	水質関係第 2 種 公害防止管理者	水質関係第 1 種有資格者 水質関係第 2 種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1 日当たり 1 万立方メートル以上の工場に設置されるもの。	水質関係第 3 種 公害防止管理者	水質関係第 1 種有資格者 水質関係第 3 種有資格者
水質関係有害物質排出施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1 日当たり 1 千立方メートル以上 1 万立方メートル未満の工場に設置されるもの。	水質関係第 4 種 公害防止管理者	水質関係第 1 種有資格者 水質関係第 2 種有資格者 水質関係第 3 種有資格者 水質関係第 4 種有資格者

公害発生施設の区分	公害防止管理者等の種類	選任できる資格者の種類
機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※1 騒音関係有資格者
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※1 振動関係有資格者
特定粉じん（石綿）発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん（石綿以外のもの） 発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者 ※2 粉じん関係有資格者
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者
排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上のばい煙発生施設を設置しており、かつ、排出水量が1日当たり1万立方メートル以上の汚水等排出施設を設置している工場。	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の有資格者、又は大気関係第1種、若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種の有資格者である者

※1 平成17年度までの資格
 ※2 平成元年度までの資格

第Ⅱ部 公害防止管理者等国家試験制度

1. 試験区分と試験科目・試験問題数範囲

今回実施する国家試験は、12種類の公害防止管理者及び公害防止主任管理者で、次表のとおり試験は13種類に区分されています。どの公害発生施設にどの公害防止管理者が必要なのか、その公害防止管理者に選任される資格者の種類、公害発生施設の詳細を知るには、第Ⅰ部を参照してください。

試験区分	
大気関係第1種公害防止管理者試験	特定粉じん関係公害防止管理者試験
大気関係第2種公害防止管理者試験	一般粉じん関係公害防止管理者試験
大気関係第3種公害防止管理者試験	騒音・振動関係公害防止管理者試験
大気関係第4種公害防止管理者試験	ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
水質関係第1種公害防止管理者試験	公害防止主任管理者試験
水質関係第2種公害防止管理者試験	
水質関係第3種公害防止管理者試験	
水質関係第4種公害防止管理者試験	

それぞれの試験区分は、次表に示すとおり、3～6の試験科目から構成されています。試験区分に必要な試験科目すべてに合格することにより、区分合格（＝合格証書が発行され、その区分の公害防止管理者資格を取得）になります。平成18年度の制度改正により、科目別合格制度が導入されています（科目免除については、9～13ページをご覧ください）。

それぞれの試験科目の試験問題数は次表のとおりです。試験当日の時間割については、18ページを参照してください。

	試験科目																		試験問題数合計
	科目番号																		
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論	大気有害物質特論	大規模大気特論	水質概論	汚水処理特論	水質有害物質特論	大規模水質特論	騒音・振動概論	騒音・振動特論	ばいじん・一般粉じん特論	ダイオキシン類概論	ダイオキシン類特論	大気・水質概論	大気関係技術特論	水質関係技術特論	
試験問題数	15	10	15	15	10	10	10	25	15	10	25	30	10	15	25	10	20	20	
試験区分	(01)大気関係第1種	○	○	○	○	○													75
	(02)大気関係第2種	○	○	○	○	○													65
	(03)大気関係第3種	○	○	○	○		○												65
	(04)大気関係第4種	○	○	○	○														55
	(05)水質関係第1種	○						○	○	○	○								75
	(06)水質関係第2種	○						○	○	○									65
	(07)水質関係第3種	○						○	○		○								60
	(08)水質関係第4種	○						○	○										50
	(09)騒音・振動関係	○										○	○						70
	(10)特定粉じん関係	○	○		○														40
	(11)一般粉じん関係	○	○											○					35
	(12)ダイオキシン類関係	○													○	○			55
	(13)公害防止主任管理者	○															○	○	○

(注1) 各試験科目の問題は、試験区分を問わず共通の問題です。

(注2) () 内は試験区分番号です。

2. 試験科目の範囲

(全試験区分共通)

試験科目	試験科目の範囲
公害総論	(1) 環境基本法及び環境関連法規の概要に関する事 (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系に関する事 (3) 環境問題全般に関する事 (4) 環境管理手法に関する事 (5) 国際環境協力に関する事

(大気及び粉じん関係の試験区分)

大気概論	(1) 大気汚染防止対策のための法規制に関する事 (2) 大気汚染の現状に関する事 (3) 大気汚染の発生機構に関する事 (4) 大気汚染による影響に関する事 (5) 国又は地方公共団体の大気汚染防止対策に関する事
大気特論	(1) 燃料に関する事 (2) 燃焼計算に関する事 (3) 燃焼方法及び燃焼装置に関する事 (4) 排煙脱硫技術に関する事 (5) 窒素酸化物排出防止技術に関する事 (6) 測定に関する事
ばいじん・粉じん特論	(1) 処理計画に関する事 (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関する事 (3) 集じん装置の維持・管理に関する事 (4) 一般粉じん発生施設と対策に関する事 (5) 特定粉じん発生施設と対策、測定に関する事 (6) ばいじん・粉じんの測定に関する事
大気有害物質特論	(1) 有害物質の発生過程に関する事 (2) 有害物質処理方式に関する事 (3) 特定物質の事故時の措置に関する事 (4) 有害物質の測定に関する事
大規模大気特論	(1) 拡散現象一般に関する事 (2) 拡散濃度の計算法に関する事 (3) 大気関係環境影響評価のための拡散モデルに関する事 (4) 大気環境濃度の予測手法に関する事 (5) 大規模設備の大気汚染防止対策の事例に関する事
ばいじん・一般粉じん特論	(1) 処理計画に関する事 (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関する事 (3) 集じん装置の維持・管理に関する事 (4) 一般粉じん発生施設と対策に関する事 (5) ばいじん・粉じんの測定に関する事

(水質関係の試験区分)

水質概論	(1) 水質汚濁防止対策のための法規制に関する事 (2) 水質汚濁の現状に関する事 (3) 水質汚濁の発生源に関する事 (4) 水質汚濁の機構に関する事 (5) 水質汚濁の影響に関する事 (6) 国又は地方公共団体の水質汚濁防止対策に関する事
汚水処理特論	(1) 汚水等処理計画に関する事 (2) 物理・化学的処理法に関する事 (3) 生物学的処理法に関する事 (4) 汚水等処理装置の維持・管理に関する事 (5) 測定に関する事
水質有害物質特論	(1) 有害物質の性質と処理に関する事 (2) 有害物質含有排水処理施設の維持・管理に関する事 (3) 有害物質の測定に関する事
大規模水質特論	(1) 水質汚濁物質の挙動に関する事 (2) 処理水の再利用に関する事 (3) 大規模設備の水質汚濁防止対策の事例に関する事

(騒音・振動関係)

騒音・振動概論	<騒音関係> (1) 騒音対策のための法規制に関する事 (2) 騒音公害の現状と施策に関する事 (3) 主要な騒音発生源に関する事 (4) 騒音の感覚に関する事 (5) 騒音の影響・評価と基準に関する事 (6) 音の性質に関する事
	<振動関係> (1) 振動対策のための法規制に関する事 (2) 振動公害の現状と施策に関する事 (3) 主要な振動発生源に関する事 (4) 振動の感覚及び評価に関する事 (5) 振動の影響に関する事 (6) 振動の性質に関する事
	<騒音・振動関係> (1) dBについての計算に関する事 (2) 低周波音に関する事
騒音・振動特論	<騒音関係> (1) 騒音防止技術に関する事 (2) 騒音の測定技術に関する事
	<振動関係> (1) 振動防止技術に関する事 (2) 振動の測定技術に関する事

(ダイオキシン類関係)

試験科目	試験科目の範囲
ダイオキシン類概論	(1) ダイオキシン類対策のための法規制に関すること (2) ダイオキシン類問題の背景に関すること (3) ダイオキシン類排出の現状に関すること (4) ダイオキシン類の性質に関すること (5) ダイオキシン類汚染の発生機構に関すること (6) ダイオキシン類汚染による影響に関すること (7) 国又は地方公共団体のダイオキシン類汚染防止対策に関すること
ダイオキシン類特論	(1) 大気関係ダイオキシン類対策に関すること (2) 大気関係ダイオキシン類対象施設に関すること (3) 水質関係ダイオキシン類対策に関すること (4) 水質関係ダイオキシン類対象施設に関すること (5) 測定に関すること

(公害防止主任管理者)

大気・水質概論	<大気概論関係> (1) 大気汚染防止対策のための法規制に関すること (2) 大気汚染の現状に関すること (有害物質に関することを含む。) (3) 大気汚染の発生機構に関すること (有害物質に関することを含む。) (4) 大気汚染による影響に関すること (5) 国又は地方公共団体の大気汚染防止対策に関すること
	<水質概論関係> (1) 水質汚濁防止対策のための法規制に関すること (2) 水質汚濁の現状に関すること (有害物質に関することを含む。) (3) 水質汚濁の発生源に関すること (有害物質に関することを含む。) (4) 水質汚濁の機構に関すること (5) 水質汚濁の影響に関すること (6) 国又は地方公共団体の水質汚濁防止対策に関すること
大気関係技術特論	<大気特論関係> (1) 燃料に関すること (2) 燃焼計算に関すること (3) 燃焼方法及び装置に関すること (4) 排煙脱硫技術に関すること (5) 窒素酸化物排出防止技術に関すること (6) 測定に関すること
	<ばいじん・粉じん特論関係> (1) 処理計画に関すること (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関すること (3) 集じん装置の維持・管理に関すること (4) 一般粉じん発生施設と対策に関すること (5) 特定粉じん発生施設と対策、特定粉じんの測定に関すること (6) ばいじん・粉じんの測定に関すること
	<大規模大気特論関係> (1) 拡散現象一般に関すること (2) 拡散濃度の計算法に関すること (3) 大気関係環境影響評価のための拡散モデルに関すること (4) 大気環境濃度の予測手法に関すること (5) 大規模設備の大気汚染防止対策の事例に関すること
水質関係技術特論	<汚水処理特論関係> (1) 汚水等処理計画に関すること (2) 物理・化学的処理法に関すること (3) 生物的処理法に関すること (4) 汚水等処理装置の維持・管理に関すること (5) 測定に関すること
	<大規模水質特論関係> (1) 水質汚濁物質の挙動に関すること (2) 処理水の再利用に関すること (3) 大規模設備の水質汚濁防止対策の事例に関すること

(注1) 各試験区分における試験科目の構成と試験問題数については、6 ページの表を参照してください。

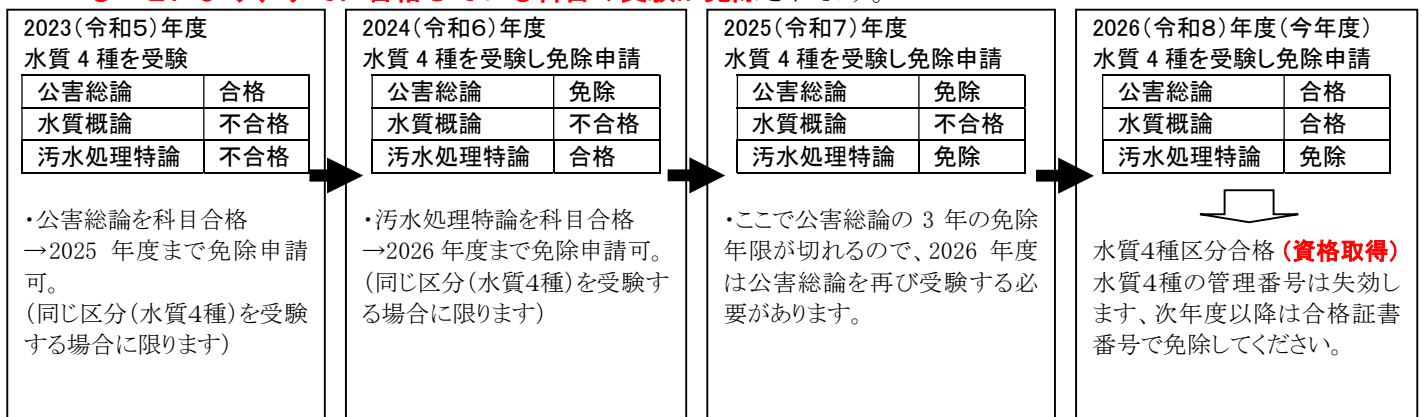
(注2) 時間割については 18 ページを参照してください

3. 科目別合格制度の概要及び注意事項

- ・ 科目別合格制度は平成 18 年度に実施した試験から適用されます。平成 17 年度以前に実施した試験における合格では科目合格に基づく免除申請はできません。当該制度に基づく免除は、科目合格に基づく免除と区分合格に基づく免除の 2 種類あります。
- ・ 本試験の科目免除は、法令により「受験者本人の申請により免除する」ことになっています。科目免除の対象となる方であっても、**出願時に免除申請を行わなかった場合は科目免除できません**ので、ご注意ください。
- ・ なお、すでに合格している科目の免除申請を忘れ、当該科目を受験しなかった場合は、欠席として取扱います。一部の試験科目を欠席した場合でも、受験した科目については採点を行います。
- ・ 免除申請を行わなかった試験科目を受験し、合格した場合は、新たな科目合格として取扱い、合格した年の初めから 3 年間、免除申請が可能です。

(1) 同一の試験区分を受験する場合（科目合格に基づく免除）

一部の科目のみ合格している方（区分合格していない場合）は、同一の試験区分を受験する場合に限り、**合格した年の初めから3年以内であれば、出願時に申請（管理番号（10桁）を記入する）することにより、すでに合格している科目の受験が免除**されます。



- ・ 上記の例は、2023 年度から水質 4 種を受験し、科目別合格制度に基づく免除を利用して、4 年をかけて水質 4 種の資格を取得した場合の例です。
- ・ 科目別合格制度に基づく免除は、同じ区分（この場合水質 4 種）を受験する場合に限り適用されます。他の試験区分を受験する場合は適用できません。

<同一の試験区分を受験する場合の科目免除申請方法>

- ①管理番号は試験区分ごとに異なる番号が通知されています。最初の 2 桁は試験区分（01～13 の 13 区分）となります。**受験する試験区分の番号と、通知されている管理番号の頭 2 桁が一致していれば免除申請が可能です。**ただし、昨年までに区分合格している場合には合格証書番号で免除可能です。

下記の様に一部の科目が不合格の場合
管理番号が発行されます。

1年目
試験区分:水質関係第3種(07)を受験

試験科目	結果
公害総論(01)	科目合格
水質概論(07)	科目合格
汚水処理特論(08)	科目合格
大規模水質特論(10)	不合格

2年目(3年目)

試験区分:水質関係第3種(07)を受験
する場合に限り合格科目を免除できます。

試験科目	結果
公害総論(01)	免除○
水質概論(07)	免除○
汚水処理特論(08)	免除○
大規模水質特論(10)	受験

試験区分:水質関係第4種(08)に含まれる試
験科目を合格していても試験区分を変更して
資格取得することは**できません**。

試験科目	結果
公害総論(01)	免除×
水質概論(07)	免除×
汚水処理特論(08)	免除×

例 管理番号: **07** 12345678

例 管理番号: **07** 12345678

水質4種(08)を免除して資格取得することはできません。

試験区分番号不一致

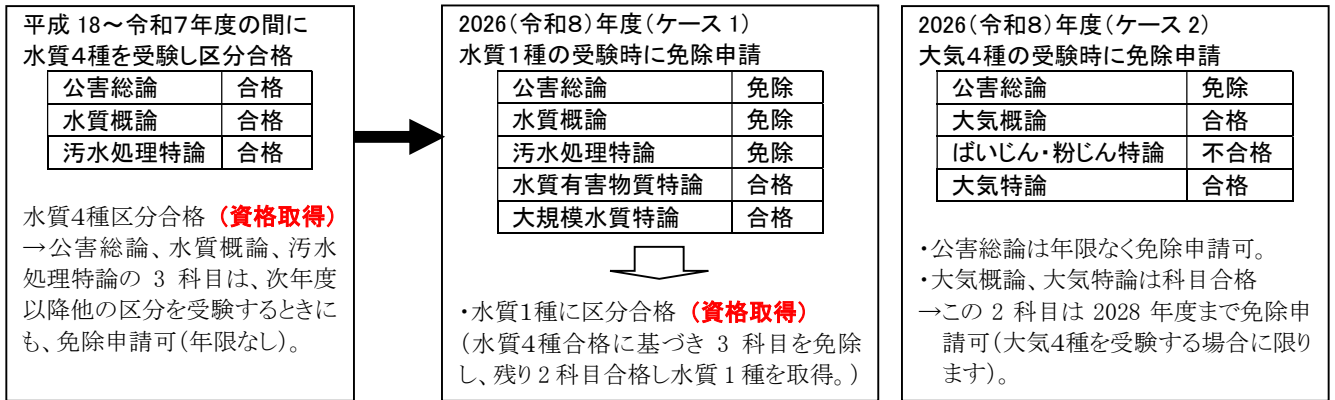
管理番号での免除は、同一の試験区分でのみ有効です。
別の試験区分に変更して免除の申請はできません。

- ②免除有効期限が失効した科目は、改めて受験が必要です。
③管理番号がわからない場合は、お問合せください（本人確認のうえ、電話でも回答可）。

④申込の際に免除申請を忘れた場合や、誤った免除申請をされた場合、仮申込受付期間内であれば、再ログインした後、免除申請の追加・変更ができます。受験申込受付期間を過ぎると再ログインできませんので注意してください。

(2) 他の試験区分を受験する場合（区分合格に基づく免除）

平成18年度以降に実施された試験において**区分合格（資格取得）**した方が、次年度以降に他の試験区分を受験する場合、すでに合格している試験区分に含まれる科目は、**出願時の申請（合格証書番号（8桁）を記入する）により免除**されます（3年の期限なく免除申請が可能です）。



※上記の例は、平成18年度以降の国家試験で水質4種に区分合格した後、水質1種（ケース1）、大気4種（ケース2）の受験において区分合格に基づく免除を適用する場合を示しています。

<他の試験区分を受験する場合の科目免除申請方法>

- ・すでに合格した試験区分がある場合、別の試験区分を受験する際に、同一科目（6ページ参照）の試験の免除申請をすることができます。（※例えば、「公害総論」は全ての試験区分の共通科目です。）
- ・合格証書に記載されている8桁の番号を受験申込時に入力することで免除ができます。合格証書番号が分からない場合には、合格時の本人確認情報（氏名、住所、受験区分、受験地）をご用意の上、事務局までお問い合わせください。

試験区分：水質関係第4種の場合 ※この例では複数の試験区分の同時受験は想定していません。

平成18年度以降に水質関係第4種を受験し、区分合格

試験科目	結果
公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格

区分合格

例1 平成19年度以降※
水質関係第1種の出願時に、水質関係第4種の試験科目との共通科目（3科目）の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	免除申請
汚水処理特論 (08)	免除申請
水質有害物質特論 (09)	受験
大規模水質特論 (10)	受験

例2 平成19年度以降※
大気関係第4種の出願時に、水質関係第4種との共通科目である公害総論の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論(01)	免除申請
大気概論(02)	受験
大気特論(03)	受験
ばいじん・粉じん特論(04)	受験

公害総論、水質概論、汚水処理特論の免除が可能

公害総論の免除が可能

試験区分：特定粉じん関係の場合 ※この例では複数の試験区分の同時受験は想定していません。

平成18年度特定粉じん関係を受験し、区分合格

試験科目	結果
公害総論 (01)	科目合格
大気概論 (02)	科目合格
ばいじん・粉じん特論 (04)	科目合格

区分合格

例 平成19年度以降※
大気関係第1種の出願時に、特定粉じん関係の試験科目との共通科目（3科目）の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
大気概論 (02)	免除申請
大気特論 (03)	受験
ばいじん・粉じん特論 (04)	免除申請
大気有害物質特論(05)	受験
大規模大気特論(06)	受験

例2 平成19年度以降※
水質関係第4種の出願時に、特定粉じん関係との共通科目である公害総論の免除申請をして受験可能

試験科目	結果
公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	受験
汚水処理特論 (08)	受験

公害総論、大気概論、ばいじん・粉じん特論の免除が可能

公害総論の免除が可能

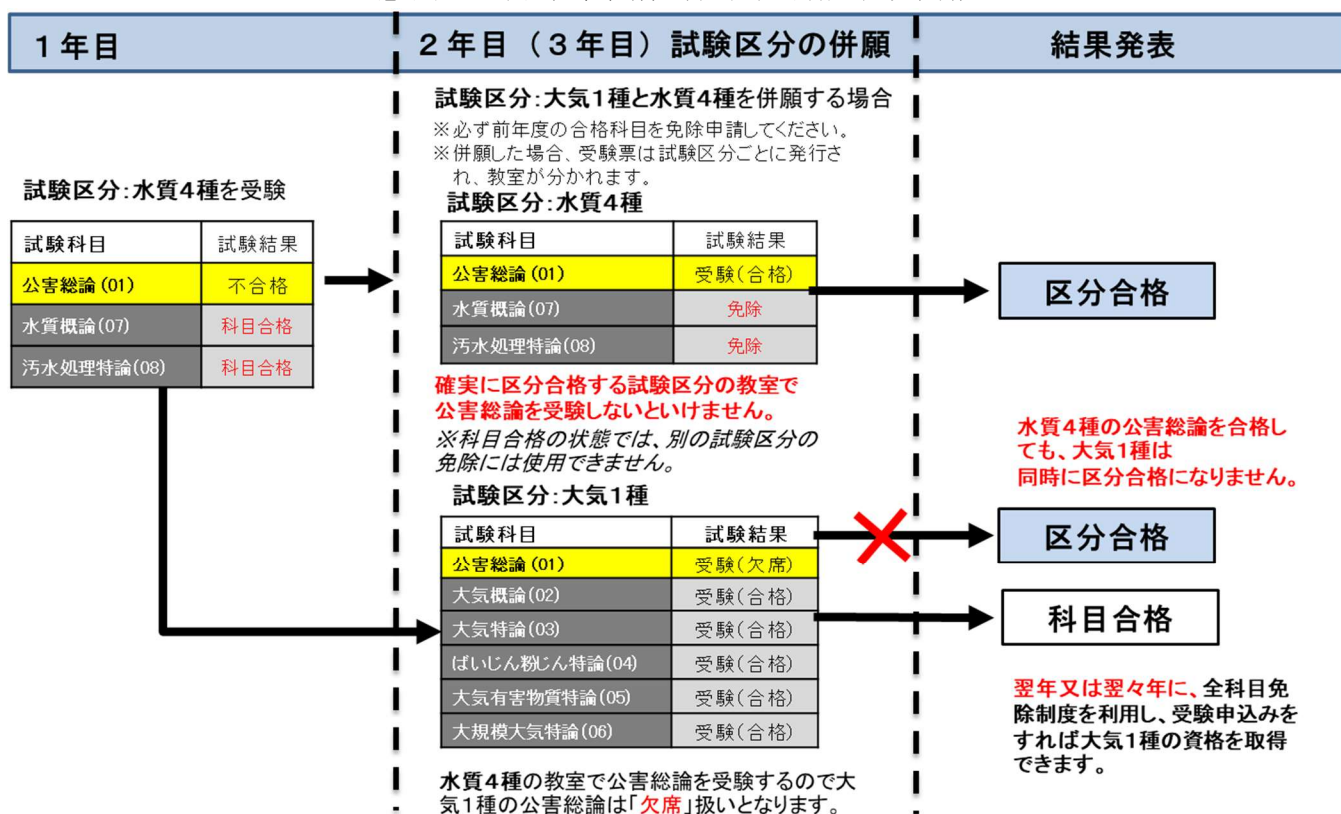
(3) 免除可能な科目をあえて再度受験されたい方

免除申請画面に表示されているチェックを外すことで再度受験できます。

4. 複数区分受験(併願)についての注意事項

- 複数の試験区分の受験を申込み場合は、それぞれの試験区分について受験申込手続きが必要です。
- 受験票は申し込んだ試験区分についてそれぞれ発行されますので、試験当日はそれぞれの試験区分の受験票を持参し、指定された教室で各試験区分の受験番号を記入し、受験する必要があります。
- 一方が科目合格の状態でも複数区分を受験する場合は**受験する試験区分に注意**が必要です（下記注意事項の一例を参照）。
- 試験科目の免除を申請する場合は、それぞれの試験区分の受験申込時に科目免除申請が必要です。
- 試験時間が重なっている科目は**同時に受験できません**。同時刻に行われる科目で受験できなかった科目は欠席扱いとなります。**欠席した試験区分は合格になりません**。時間割をよく確認してください。（18 ページ参照）。
- 試験会場が複数ある受験地では複数区分受験者は同一会場に配置されますが、途中退出はできませんので、試験終了後、教室間の移動時間が極端に短くなる可能性があります。
- 試験開始 15 分以降の入室はできませんので、併願の際は制度を十分理解したうえで申し込みください。

注意事項の一例（公害総論の科目免除申請を行う場合）



5. 全科目免除についての注意事項

免除申請を行った結果、すべての試験科目の受験が免除となる受験者（ただし、既に取得した資格で選任できる公害防止管理者の資格区分を受験する場合を除きます）については、受験手数料の納付は不要です。該当する方は全科目免除受験願書での申込が必要です。指定期日（3 ページ参照）までに、E-mail 又は郵送で全科目免除者である旨を試験センターへご連絡ください。**インターネット申込画面からは全科目免除の申請はできません。**

【全科目免除の一例】（受験手数料は不要）

○科目合格に基づく全科目免除の一例

○ 科目合格に基づく全科目免除

試験区分：水質関係第3種の場合

1年目 2科目合格		2年目 合格科目の免除申請し忘れ欠席		3年目 全科目免除で資格取得	
試験科目	試験結果	試験科目	試験結果	試験科目	試験結果
公害総論(01)	不合格	公害総論(01)	科目合格	公害総論(01)	免除
水質概論(07)	不合格	水質概論(07)	科目合格	水質概論(07)	免除
汚水処理特論(08)	科目合格	汚水処理特論(08)	欠席	汚水処理特論(08)	免除
大規模水質特論(10)	科目合格	大規模水質特論(10)	欠席	大規模水質特論(10)	免除
区分不合格		区分不合格		区分合格	

受験申込受付期間中であれば免除申請の追加は可能です。
ただし、受付期間終了後は**免除の追加は一切できません。**

○区分合格に基づく全科目免除による資格取得の例

大気関係公害防止管理者



水質関係公害防止管理者



【全科目免除対象外の一例】（受験手数料が必要です。）

○既に取得した資格で選任できる資格（4～5頁の表を参照）を受験する場合は**全科目免除制度の対象にはなりません。**



注：一般粉じん関係は一般粉じん特論の受験が必要です。

○大気関係第1種若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種の有資格者である場合、公害防止主任管理者への選任はできますが、全科目免除による資格取得はできません。



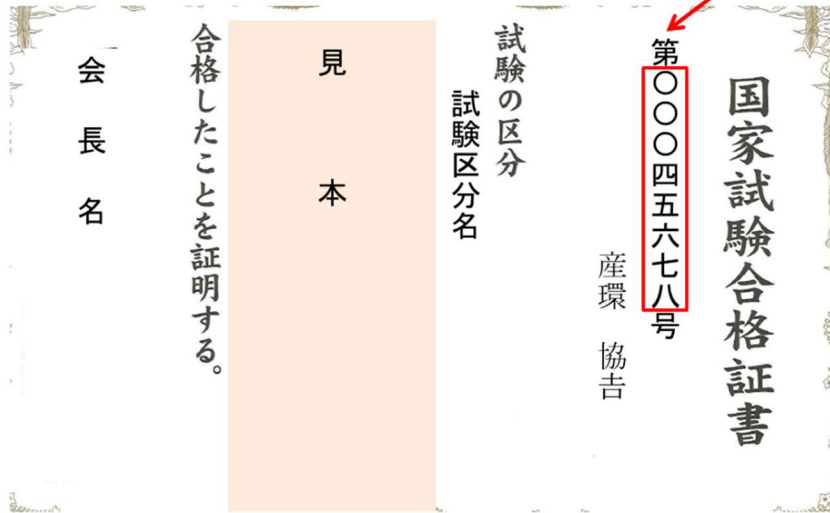
注：科目が異なるため全科目免除になりません。

6. 科目免除申請に必要な番号について

(1) 合格証書番号（8桁）

- ・ 区分合格（資格取得に必要なすべての試験科目に合格）に対して発行される番号です。
- ・ この合格証書が資格証明書となりますので紛失しないよう大切に保管してください。
- ・ 平成17年度以前（科目別合格制度導入前）に取得した資格での免除申請はできません。
- ・ 合格証書に記載された氏名と、現在の氏名が異なる場合は、変更届の提出が必要です。
- ・ インターネット申込画面からは氏名の変更ができません。免除申請ができない場合は、変更前の氏名で申込みをした後、早急に変更届と戸籍抄本を提出してください。

合格証書に記載されている8桁の漢数字をアラビア数字に変換して免除申請を行います。（数字部分のみを入力してください。）



合格証書の見本（平成18年度以降の国家試験合格証書の例）

(2) 管理番号（10桁）

- ・ 科目合格（一部の試験科目に合格）に対して発行される番号です。

合格発表時の試験結果通知書（見本）

試験結果通知書

令和3年度 公害防止管理者等国家試験 試験結果通知書

フリガナ	サンカン キョウキチ
氏名	産環 協吉
試験区分	水質関係第4種公害防止管理者試験
受験番号	2130801234
管理番号	0812345678

試験科目	結果	有効期限
公害総論	**	注
水質概論	合格	2023年度まで
汚水処理特論	不合格	-

試験結果通知書
これは合格証書ではありません。

〒101-0044 東京都千代田区麹町2-2-1
(三井住友銀行神田駅前ビル)
一般社団法人 産業環境管理協会
公害防止管理センター
TEL:03(5209)7718 FAX:03(5209)7718

一般社団法人 産業環境管理協会
公害防止管理センター

受験申込前に送付される科目合格のお知らせ（見本）

科目合格に関する受験者情報

フリガナ	サンカン キョウキチ
氏名	産環 協吉
生年月日	昭和37年9月25日
試験区分	水質関係第4種公害防止管理者試験
管理番号	0812345678

科目番号	科目名称	有効期限
07	水質概論	令和4年度まで有効です。

公害防止管理者等国家試験
管理番号及び免除方法のご案内

令和3年7月1日(木)～7月20日(土)
試験日 令和3年11月2日(日)

- ・ 以下の場合、試験結果通知の送付はありません。

- ① 合格証書が発行されている試験区分（区分合格した場合）
- ② 試験当日にすべての科目の試験を欠席した場合
- ③ すべての試験科目が不合格だった場合

- ・ 免除可能な科目（有効期限内のもの）が表示されています。
- ・ 左記の試験結果通知書に記載されている「公害総論」は資格取得済みの「合格証書番号」を使用して免除しているもので、「管理番号」による免除対象科目には含まれていないため、「科目合格に関する受験者情報」には印字されません。（区分合格に基づき免除した科目は管理番号には組み込まれません。）
- ・ 受験申込の際は、都度、合格証書番号と管理番号を願書に記入する必要がありますのでご注意ください。

第Ⅲ部 試験の概要

1. 試験日 : **令和8年10月4日(日) 予定**
2. 受験仮申込受付期間 : **令和8年7月1日(水) 9時 ~ 7月31日(金)17時**
3. 受験地及び試験会場 :
 - ① 試験は次の主要都市（札幌市、仙台市、首都圏※、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）とその周辺都市としますが、会場の確保が困難な場合にはその他の市、県で行います。
※首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県含む）
 - ② 受験地における試験会場及びその所在地などの詳細は、決まり次第ホームページでお知らせします。
 - ・ 試験区分の割り振りや会場確保等の関係上やむを得ず、**受験者の希望した受験地や居住地から離れた試験会場となる場合がございますが**、受験者の個別のご希望には添いかねますのでご了承ください。
 - ・ **受験者は試験会場を選ばませんので**、ご承知の上お申込みください。
4. 受験資格 : 受験のための条件や制限（年齢、実務経験など）はありません。
5. 試験の方法 : 五者択一式（正解は1つ）、答案用紙はマークシート方式です。
6. 法令等の適用日 : 試験問題の解答に当たり適用すべき関係法令及び JIS は、令和8年4月1日時点施行のものとします。
7. 試験時間 : 試験区分別の試験科目ごとの試験時間は、18 ページを参照してください。
8. 受験手数料 : 試験区分別の受験手数料は、次表のとおりです。なお、受験手数料は、申込時に指定される振込専用口座へお振込みください（クレジットカードや電子マネーには対応していません）。

試験区分	受験手数料	試験区分	受験手数料
大気関係第1種公害防止管理者試験	各 12,300 円 (非課税)	大気関係第2種公害防止管理者試験	各 11,600 円 (非課税)
大気関係第3種公害防止管理者試験		大気関係第4種公害防止管理者試験	
水質関係第1種公害防止管理者試験		水質関係第2種公害防止管理者試験	
水質関係第3種公害防止管理者試験		水質関係第4種公害防止管理者試験	
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験		騒音・振動関係公害防止管理者試験	
公害防止主任管理者試験		特定粉じん関係公害防止管理者試験	
		一般粉じん関係公害防止管理者試験	

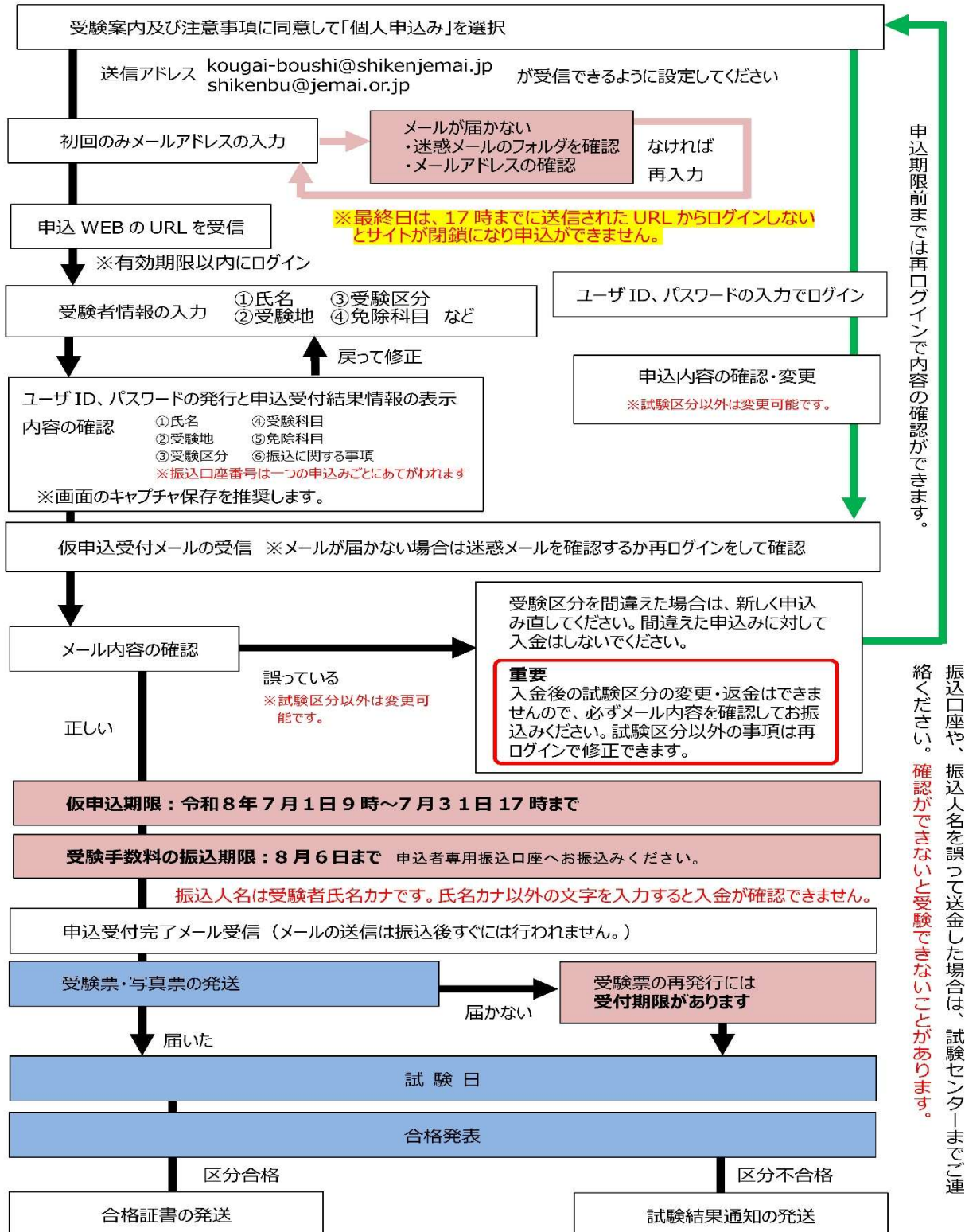
9. 身体の障がい等により会場で配慮が必要な方の受験

身体に障がいがある等の理由で、試験会場での配慮が必要な受験者は、指定期日（3 ページ参照）までに申請用紙を提出してください。**試験直前の申出には対応できかねますのでご了承ください。** 申請用紙の入手については、試験センターまでお問い合わせください。

第IV部 受験申込みフロー

- ・ 個人申込、または複数（会社・団体）申込が選択できます。
- ・ 操作マニュアルをよく読み、必要事項を入力して仮申込手続きを行ってください。
- ・ 仮申込完了時に発行される申込者専用の銀行振込口座への受験手数料の振込みが確認できた時点で申込完了となります。

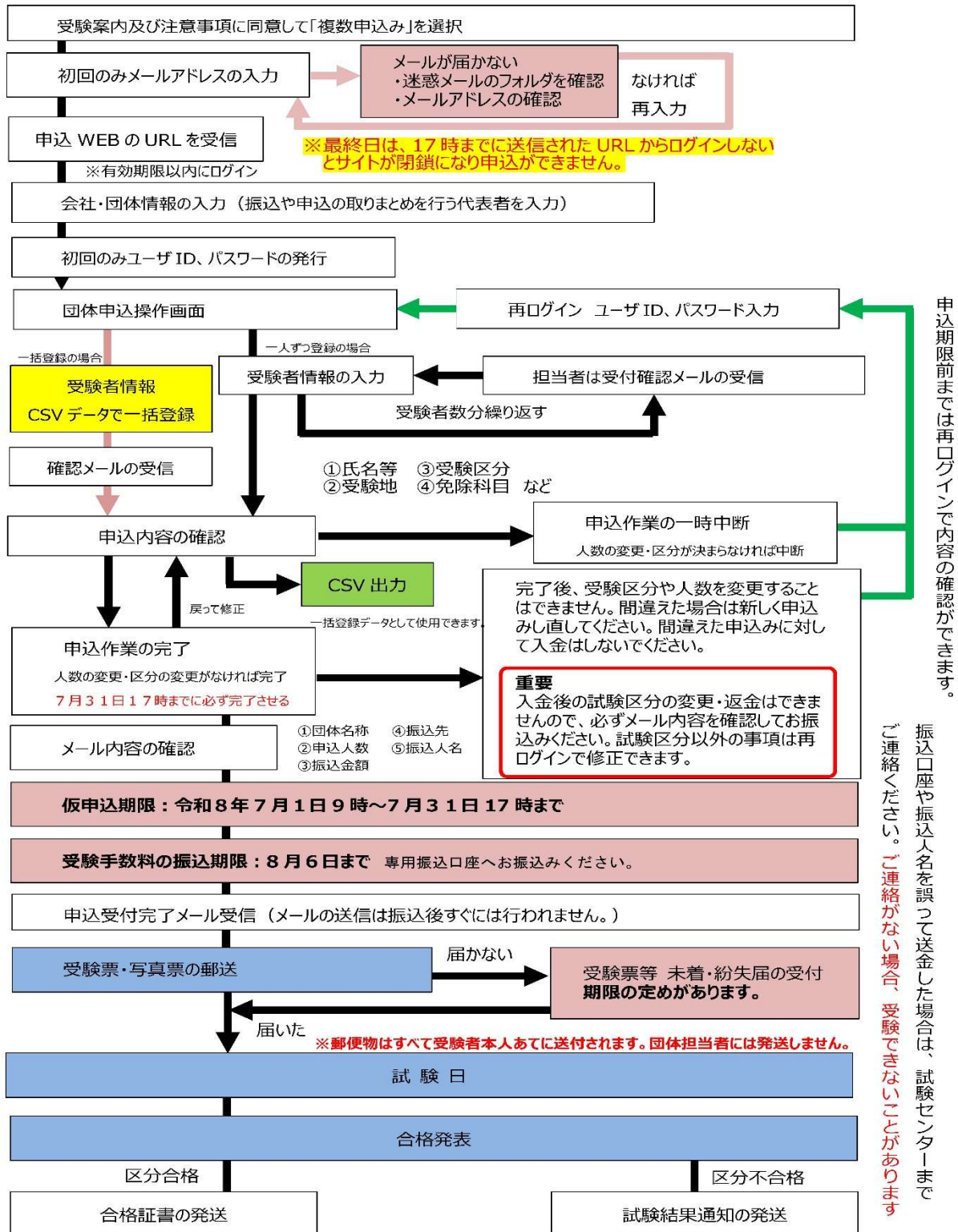
1. 申込みの流れ ※個人申込み



令和8年7月1日（水）から令和8年8月6日（木）の払込期限内に、受験手数料を申込者専用振込口座へお振込みください。入金が確認できた時点で申込み手続きが完了します。（不足金があった場合は申込完了となりません。）

2. 申込みの流れ ※複数申込（会社・団体申込）

- 複数の申込みの受験手数料をまとめて支払いたい場合や、個人申込だが会社名義で支払いたい場合、複数区分を申込みたい場合に利用できます。



令和8年7月1日（水）から令和8年8月6日（木）の払込期限内に、受験手数料を申込者専用振込口座へお振込みください。入金を確認できた時点で申込み手続きが完了します。（不足金があった場合は申込完了となりません。）

第V部 受験仮申込みについて

1. 受験仮申込みについての注意事項

- (1) **申込受付期間**：令和8年7月1日(水) 9時～7月31日(金) 17時（この期間内は24時間インターネット申込サイトへのアクセスが可能です。）
- (2) **申込方法**：「個人申込」と「複数（会社・団体）申込」が選択できます。「複数申込」は、複数名の受験申込を一括登録し、受験手数料をまとめて支払うことが可能です。法人だけでなく個人でも1名から利用できます。申込人数が1名の場合で、本人名義以外（会社名義等）で受験手数料の振込みを行いたい場合は、「複数申込」の操作マニュアルに従って申込を行ってください。操作マニュアルは「個人申込」、「複数（会社・団体）申込」の2種類ありますので、必要なものをダウンロードしてご覧ください。
- (3) **試験区分の変更**
 - ・ 申込内容に誤りがあった場合、振込専用口座に振込をしなければその申込は無効となります（データの削除はできません。未入金申込には振込催促のメールが送信されますがご了承ください。）。
 - ・ 申込受付期間中に改めて正しい試験区分での申込操作を行ってください。
 - ・ **申込受付期間終了後の試験区分の変更は、理由の如何にかかわらず一切認められません。**
- (4) **免除科目の追加・変更**
 - ・ 申込受付期間中であれば再ログインして免除科目の追加・変更が可能です。申込受付期間が過ぎた場合は如何なる理由でも変更できませんのでご注意ください。
- (5) **試験会場**：同一受験地内に複数会場がある場合、試験会場の指定・選択はできません。

2. 受験手数料納付方法についての注意事項

- (1) **受験手数料振込専用口座**
 - ・ 受験手数料振込専用口座は「三菱UFJ銀行きよなみ支店」です。
 - ・ 受験受付期間中のみ開設される国家試験受験料振込専用のバーチャル口座で、**申込ごとにそれぞれ異なる口座番号が発行**されます。口座番号は申込ごとに変更されるため、**過去の受験手数料振込口座番号に振込みされても確認できません**のでご注意ください。
- (2) **受験手数料の振込期限**
 - ・ **令和8年8月6日**までに必ず振込んでください。
 - ・ 振込金額に不足があった場合には、**令和8年8月6日**までに**不足金額分を振込**んでください。
 - ・ **振込期日までに入金を確認できなかった場合、受験申込は無効**となりますのでご注意願います。
 - ・ 受理した**受験手数料は返還致しません**。ただし、「試験が延期された場合は受験しない」を選択して申込を行った受験者、及び天災等により試験の実施が不可能な場合は、返還にかかる手数料を差引いた金額を返還します。
- (3) **振込金額・振込人名義等**
 - ・ 必ず指定された振込人名義で振込んでください。振込金額や振込人名義が異なる場合、また、指定された文字以外を入力された場合には申込が完了しません。
 - ・ インターネット申込画面で入力を完了した時点では仮申込の状態です。受験手数料を振込み、振込人名義や振込金額に誤りがないことが確認できた時点で受験申込が完了します。
※振込前に受験仮申込受付メールの内容を確認してから受験手数料を振込んでください。登録内容を繰り返し修正した場合、複数のメールが送信されますので、必ず最新の日時のメールをご確認いただくか、再ログインをして申込者の一覧で申込内容を確認後、指定された振込専用口座へ振込してください。
- (4) **領収書**
 - ・ 受験票に印字されています。

第VI部 試験区分別・科目別試験時間

試験区分・科目	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
大気関係第1種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	(04)ばいじん・粉じん特論 (12:45～13:35)	(03)大気特論 (14:10～15:00)	(06)大規模大気特論 (16:45～17:20)				
大気関係第2種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	(04)ばいじん・粉じん特論 (12:45～13:35)	(03)大気特論 (14:10～15:00)	(06)大規模大気特論 (16:45～17:20)				
大気関係第3種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	(04)ばいじん・粉じん特論 (12:45～13:35)	(03)大気特論 (14:10～15:00)	(06)大規模大気特論 (16:45～17:20)				
大気関係第4種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	(04)ばいじん・粉じん特論 (12:45～13:35)	(03)大気特論 (14:10～15:00)	(06)大規模大気特論 (16:45～17:20)				
特定粉じん関係	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	(04)ばいじん・粉じん特論 (12:45～13:35)						
一般粉じん関係	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(02)大気概論 (11:00～11:35)	ばいじん・一般粉じん特論 (12:45～13:20)						
水質関係第1種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(07)水質概論 (11:00～11:35)	(08)汚水処理特論 (12:45～14:00)	(09)水質有害物質特論 (14:35～15:25)	(10)水環境水質特論 (16:00～16:35)				
水質関係第2種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(07)水質概論 (11:00～11:35)	(08)汚水処理特論 (12:45～14:00)	(09)水質有害物質特論 (14:35～15:25)	(10)水環境水質特論 (16:00～16:35)				
水質関係第3種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(07)水質概論 (11:00～11:35)	(08)汚水処理特論 (12:45～14:00)	(09)水質有害物質特論 (14:35～15:25)	(10)水環境水質特論 (16:00～16:35)				
水質関係第4種	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(07)水質概論 (11:00～11:35)	(08)汚水処理特論 (12:45～14:00)	(09)水質有害物質特論 (14:35～15:25)	(10)水環境水質特論 (16:00～16:35)				
騒音・振動関係	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(11)騒音・振動概論 (11:00～12:15)	(12)騒音・振動特論 (13:25～14:55)						
ダイオキシン類関係	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(14)ダイオキシン類概論 (11:00～11:50)	(15)ダイオキシン類特論 (13:00～14:15)						
主任管理者	(01)公害総論 (9:35～10:25)	(16)大気・水環境論 (11:00～11:35)	(17)大気関係技術特論 (12:45～13:45)	(18)水質関係技術特論 (14:20～15:20)					

: 全区共通科目
 : 大気共通科目
 : 水質共通科目
 : その他区分単位の科目

第Ⅶ部 受験票・写真票の注意事項

- ・ 申込受付が完了した受験者には、試験区分ごとに受験票・写真票を指定期日（3ページ参照）に親展（圧着はがき）で発送します（お手元に届くまで1週間程度かかる場合があります）。申込時の登録住所に誤りがあった場合や配送先のポストなどに表札等がない場合、配達されないことがありますのでご注意ください。
- ・ **受験票・写真票は直ちに開封し、記載内容を確認してください。記載内容に誤りがある場合には、変更届を提出してください。**

1. 受験票・写真票

親展

料金後納
郵便

100-0011
東京都千代田区内幸町 1-3-1
幸ビルディング 303 号室
産環 協吉 様

公害防止管理者等国家試験 受験票
【配達員の方へ】宛先不明の場合は裏面の差出人まで返送ください。

試験日 令和 8 年 10 月 4 日
ただちに開封し、受験票・写真票の内容を確認してください。

会場案内図が
描かれています。

耐水紙

試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。会場には、駐車場、駐輪場は用意していません。会場入りの対応や乗降もご留意ください。また、試験会場の裏面図を印刷しておりますが、市販の地図により、会場までの道順・所要時間を再度ご確認ください。

令和 8 年度公害防止管理者等国家試験
受験票

試験会場	〇〇大学〇〇キャンパス
試験室	〇〇号館〇〇教室
試験区分	水質関係第 1 種公害防止管理者
受験番号	2630509876
氏名	サンカン キョウキチ
産環 協吉	
生年月日	平成 5 年 5 月 5 日

科目名	試験時間
公害総論	免除
水質概論	11:00～11:35
汚水処理特論	12:45～14:00
水質有害物質特論	14:35～15:25
大規模水質特論	16:00～16:35

免除申請された科目については、試験時間の欄に免除の印字があります。なお、免除申請された科目の試験中には入室できません。試験中は、本票を机に貼付されている受験番号の近くに置いて下さい。必ず裏面の注意事項をお読みください。

領収書部分を切り離しても
受験に支障はありません。

回収 みほん

令和 8 年度公害防止管理者等国家試験
写真票

試験会場	〇〇大学〇〇キャンパス
試験室	〇〇号館〇〇教室
試験区分	水質関係第 1 種公害防止管理者
受験番号	2630509876
氏名	サンカン キョウキチ
産環 協吉	
生年月日	平成 5 年 5 月 5 日

科目名	免除有無
公害総論	免除
水質概論	
汚水処理特論	
水質有害物質特論	
大規模水質特論	

写真貼付欄
(のり付け)

写真貼付

6ヶ月以内に撮影したもので、正面、脱帽、上半身（肩口まで）の本人と判別できる鮮明な写真（裏面に氏名を自署すること）

※写真が貼付されていない場合は受験できません。

- ・ 受験票に記載されている会場で受験してください。**他の会場では受験できません。**
- ・ 9月15日（火）を過ぎても到着しない場合、若しくは紛失した場合は、再発行の受付期日中（3ページ参照）に必着で再発行依頼書（24ページ）を提出してください。指定期日までに再発行依頼書の提出がなかった場合は、試験当日の再発行はいたしません。
- ・ 受験票・写真票は大切に保管し、試験当日、必ず持参してください。持参しない場合、あるいは、写真未貼付の場合は、受験できません（運転免許証等本人写真付きの身分証明書を提示しても受験できません）。
- ・ 合格者の発表（官報公示等）は受験番号で行いますので、**受験票は試験終了後も大切に保管してください。**
- ・ 写真の裏面に氏名を自署し、写真票の指定箇所に受験申込者本人の写真を貼付（のり付け）してください。
- ・ 写真は、次の規格のものを貼付してください。
 - ①タテ 45mm×ヨコ 35mmの大きさでふちなしのもの（カラー、白黒どちらでも可）
 - ②受験日当日までの6カ月以内に撮影したもの
 - ③正面、脱帽、無背景、上半身（肩口まで）を撮影した写真で、本人とすぐ判別できる鮮明なもの
- ・ 写真票に貼付する写真は、本人確認ができる鮮明な画像であれば、デジタルデータを普通紙にプリントアウト（縦横の比率は変えないでください。）したもので構いません。
- ・ 写真票に貼付されている写真で本人確認が困難な場合、試験会場で運転免許証等本人写真付きの身分証明書を提示していただきます。本人確認ができない場合は受験できません。

2. 申込み内容の変更等について

(1) 試験区分・免除科目等の変更

- ・ 申込受付期間終了後及び受験手数料振込後は、理由の如何に関わらず、**試験区分の変更及び免除科目の追加は一切認められません。**

(2) 住所等の変更

- ・ 受験申込時の住所・氏名等に変更・誤りがあった場合は、**変更届**（本紙 25 ページ）に必要事項を記入して、試験センターまで提出してください。変更届を提出しない場合、受験票・写真票、合格証書等、重要な郵便物がお手元に届きません。
- ・ 氏名の変更の場合は、変更届と変更を証明する戸籍抄本を一緒に郵送にて提出してください。

(3) 受験地の変更

- ・ 申込受付期間終了後、転勤等やむを得ない事情により受験地の変更を希望する場合は、**変更届**（本紙 25 ページ）に必要事項を記入して、指定期日（3 ページ参照）までに試験センターまで提出してください。期日を過ぎた場合は変更できませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 同一受験地内での試験会場の変更はできません。

(4) 受験者の変更

- ・ 試験当日にやむを得ない事情により、試験を受けられなくなっても代わりに別の者を受験させることはできません。

第四部 受験に際しての注意事項

- ・ 試験当日、試験会場への来場には公共交通機関等をご利用願います。
- ・ いずれの試験会場も駐車場には駐車できないか、車両の乗り入れ及び停車が禁止されています。会場付近での乗降も他の交通の妨げとなりますので、**車での来場は絶対にやめてください。**

1. 試験室への入退室

- (1) 試験当日は、注意事項の説明等を行いますので、受験する試験科目の**試験開始 15 分前に着席**してください。なお、他の試験を行っている場合は入室できません。
- (2) 試験開始後の入室は原則として認めません。ただし、遅刻は、**各試験開始後 15 分までは試験室への入室を認めます。**その場合は係員の指示を受けて入室してください。
- (3) すべての試験科目において試験時間内は試験室から退出することはできません。

2. 試験会場で使用できる筆記用具など

(1) HB以上の鉛筆等（機械式鉛筆（シャープペンシル）含む）、消しゴム

- ・ H等の濃度の薄い鉛筆等、万年筆、ボールペン等は使用できません。これらの筆記具を使用した場合、**機械がマークを読み取れず採点できません。**
- ・ 筆圧が低い方は濃い鉛筆等を使用してください。マークが薄い場合、機械での正確な読み取りができない場合があります。

(2) 時計（プログラム機能、特殊メモリ機能、通信機能を有しないもの）

- ・ 時計を設置していない試験会場が多いため、各自ご用意ください。なお、秒針音のするものは周囲の受験者の迷惑となる可能性があるため、使用できません。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット、ゲーム機、ストップウォッチ、万歩計等は、**時計として使用することはできません。**
- ・ **時計のアラームが鳴らないよう設定**してください。試験時間中に時計のアラーム、音楽が鳴った場合、不正行為となることがあります。

(3) 小型電子計算機（以下、「電卓」と記述）

使用できる電卓については、「第IX部 電卓の取扱」を参照してください。

3. 受験環境

- (1) 生活騒音（自動車・航空機・風雨・空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、建設等の工事音などの対処不可能な音）が発生した場合でも、原則として特別な措置は行いません。
- (2) 試験中に携帯電話や時計などの音・振動などが発生し、発生源のかばんなどが特定できた場合、持ち主の同意なく試験監督員が試験教室外に持ち出し、試験本部で保管すること、あるいはかばんの中から携帯電話・時計などを取り出し鳴動停止の操作をすることがあります。
- (3) 空調設備等により寒暖差が生ずる可能性がありますので、室温の高低に対応できる服装で受験してください。
- (4) 体調不良等による入退室及び着座等のため、試験監督員の指示により席を立っていただくことがあります。

4. その他の注意事項

(1) 不正行為、迷惑行為への対応

不正行為者（カンニング等）、迷惑行為者（指示に従わない者など）は、**受験したすべての科目を採点対象外とします。また、それ以降の受験は認めません。**

(2) 使用禁止機器

- ・ 時計及び使用可能電卓以外の機器は使用できません。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット、通信機能付き時計、電子辞書、ゲーム機、ストップウォッチ、万歩計等は、使用禁止機器とし、通信機能のあるものは、それが電波を発しない状態であっても使用を認めません。
- ・ 使用禁止機器は、試験室内では電源を切り、かばんにしまってください。**試験中にかばん等にしまっていない**（机上に置いている、身に付けている、作動させる、タイマー等で起動した、鳴動した、なども含む）**場合は不正行為となります。**

(3) 机上に置けるもの

筆記用具、時計、受験票・写真票、使用可能電卓のみ。それ以外のものは机の上に置けません。

(4) 試験中の飲食禁止（ガム・アメ等を含む）

(5) 耳栓等の使用禁止

補聴器を使用する受験者は出願後、指定期日（3 ページ参照）までに試験センターまで申出てください。

(6) 帽子等の着用禁止

試験中は帽子等の着用を禁止します。特別に配慮が必要な方は試験センターまで申出てください。

(7) 筆記用具・電卓・のり・はさみ等の貸出は行いません。

(8) 会場内に設置してあるごみ箱は利用できません。ごみは必ず持ち帰ってください。

(9) 一部の試験科目を受験後、予定していた科目を欠席した場合の結果の取扱い

受験した科目については採点されます。欠席した科目は「欠席」として結果を通知します。

第Ⅸ部 電卓の取扱

- ・ 公害防止管理者等国家試験では、**関数電卓・通信機能付き電卓・数式等が記憶できるメモリ機能付き電卓は使用禁止機器です。**使用禁止機器の注意事項に従わないと不正行為となりますのでご注意ください。
- ・ 机上に置ける使用可能な電卓の数は1台です。
- ・ 騒音・振動関係の試験では対数表を使用することがありますが、試験問題冊子に対数表を添付します。

使用可能な電卓

- ・ 「四則演算」、「開平計算」、「百分率計算」、「税計算」、「符号変換」、「数値メモリ」、「電源入り切り」、「リセット及び消去」、「時間計算」のみの機能を有する電卓は使用できます。なお、「四則演算」、「開平計算」、「百分率計算」、「税計算」、「符号変換」、「数値メモリ」、「電源入り切り」、「リセット及び消去」、「時間計算」、「その他」の機能とは、電卓のキーの働きが下記の表に示すキーの機能表示の範囲に対応するものをいいます。
- ・ 上記以外の機能を有する電卓は使用できません。
- ・ タッチパネル式の電卓は使用できません。

キーの働き	キーの機能表示
四則演算	+ - × ÷ = GT 00 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 .
開平計算	√
百分率計算	%
税計算	税込 税抜 税率
符号変換	+/- ± ↻
数値メモリ	M- M+ CM RM MR MC MRC M≡ M± (上記キーとほかの機能のキーを複合したのものも含む。) 例：R・CM RM/CM
電源入り切り (盤面表示も可)	ON OFF (上記キーとほかの機能のキーを複合したのものも含む。) 例：ON/C・CE ON/CA* ON/C ON・C
リセット	AC (ほかの機能のキーを複合したのものも含む。) 例：ON/AC
消 去	C CE ▶ → (上記キーとほかの機能のキーを複合したのものも含む。) 例：C/CE C・CE ON/C・CE
時間計算	時間計算
その他	億 千 万 原価 売価 粗利率 利益率

使用可能な電卓の例



関数電卓は使用できません



※備考

この他に、「四捨五入」、「切り捨て等のスライドスイッチ」、「小数点以下の位取りスライドスイッチ」の機能があるものは使用できます。

第Ⅹ部 合否判定基準、合格発表及び試験結果の通知

1. 2026（令和8）年度合否判定基準

①科目合格

科目合格者は、当該試験科目において合格基準を満たした者

②試験区分合格者（資格取得者）

試験区分合格者は、当該試験区分の資格取得に必要な試験科目のすべてに合格した者

各科目の合格基準については、2026（令和8）年度国家試験終了後に開催する公害防止管理者等国家試験 試験員委員会において決定します。

2. 合格（区分合格）予定者の速報発表

- ・ 合格（区分合格）予定者については、受験番号を当協会ホームページに掲載します。

3. 官報公示

- ・ 合格者（区分合格者）の受験番号を官報に掲載します。

4. 試験結果の通知

- ・ 区分合格者には、**合格証書を簡易書留**で送付します。
- ・ その他の受験者には、試験結果通知書を圧着ハガキで送付します。受験すべき科目を全て欠席した者には試験結果通知書は送付しません。
- ・ **試験結果に関する問合せには一切応じられません。**
- ・ 長期出張等で簡易書留を受け取れない場合はお近くの郵便局にご相談ください。

5. 正解の発表

- ・ 正解については、試験終了翌日に当協会ホームページに掲載する予定です。
- ・ **試験問題の内容に関する質問は受け付けません。**

令和8年度 受験票・写真票再発行依頼書

一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター 御中

Mail: shikenbu@jemai.or.jp

FAX: 03-3528-8166 (受付期間外に送信されても対応できません。)

送信日時	令和8年 月 日
必要書類	受験票・写真票 ^{※1} (受付期間: 令和8年9月16日～9月25日 17時必着)
再発行理由	紛失 ・ 未着
受験者氏名	姓 名
受験者ふりがな	せい めい
生年月日	昭和・平成 年 月 日
申込住所	〒 - マンション名 ()
受験区分 (大気1種など)	
受験地 (首都圏など)	
連絡先電話番号	
FAX 番号 ^{※2}	
メールアドレス ^{※2}	@
その他	

※1 受験票の再発行依頼は指定期日17時までに必着で試験センターに到着するように送信してください。受付期間外の申請は受け付けられません。

※2 連絡は文書で行いますのでメールアドレスかFAX番号を必ず記入してください。

変更届 (公害防止管理者等国家試験)

受験願書提出後の受験票又は結果通知の送付先変更①、婚姻等による氏名の変更②、受験票の氏名・生年月日の訂正(誤表示)③がある場合、また、転勤等止むを得ない事情により受験地の変更④を希望する場合は、この変更届に必要な事項(1.～3.)を記入して、下記提出先へ送付(郵送、FAXまたはE-mail添付)してください。なお、氏名の変更②の場合は、戸籍抄本の添付が必要となりますので、郵便にて送付してください。

1. 二重線内の項目を記入してください。

*受験番号は受験票の受取後は記入してください。合格証書番号、管理番号は該当者のみ記入してください。

フリガナ	サンカン キョウキチ	固有番号(事務局記入欄)	
氏名(現氏名)	産環 協吉	受験番号 (受験票受取後は記入)	番号が不明な場合はわかる ところだけ記入してください。
生年月日	2大正 3昭和 4平成 37年 9月 25日生	合格証書番号 (区分合格者)※1	
連絡先電話番号	03-5209-7713	管理番号	大切なお知らせを送信することがありますので @jemai.or.jpのドメインからのメールを受信できるようにしてください。
E-mail	shikenbu @jemai.or.jp		
現住所	〒101 - 0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友ビル601		

※1 平成18年度以降に区分合格された方 ※2 過去2年間に受験された試験区分の一部の試験科目に合格された方

2. 該当する変更項目をチェックしてください。②は確認書類にチェックをいれてください。

①住所又は連絡先

③誤表示(氏名・生年月日)

太枠内は変更後の情報を記入してください。

④受験地変更

3. 該当する変更項目を記入してください。

*住所に変更があった場合は、お手数ですが同上とせず、新/旧住所欄ともに記入してください。

① 住所	新	〒101 - 44 東京 都 道 千代田 市 区 鍛冶町2-2-1 三井住友ビル601
	旧	〒060 0806 北海 都 市 区 北区北6
連絡先	新電話番号	旧電話番号

*②氏名変更(改姓、改名)の場合は、戸籍抄本の添付が必要となります。③誤表示の場合は、免許証等の確認書類が必要です。

② 氏名	フリガナ	新(セイ)	新(メイ)	旧(セイ)	旧(メイ)
	漢字	新(姓)	新(名)	旧(姓)	旧(名)
生年月日	正: 2大正 3昭和 4平成 37年 9月 25日生	誤: 2大正 3昭和 4平成 37年 8月 25日生			

*受験地の変更は受験申込み締切後に変更する場合に届け出てください。試験会場の変更はできません。

④ 受験地	変更後:	変更前:
	変更理由:	

以前の受験地からの変更は申込の際に指定できますので変更届は

前回の受験地から変更する場合、届け出は必要はありません。受験申込み時に希望する受験地を申請してください。受験受付申込期間中は再ログインして変更できますので届け出は不要です。届け出が受理された場合、メールを送信しますので、メールアドレスは必ず記入してください。

提出先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 (幸ビルディング)
一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター
Tel: 03-3528-8156 Fax: 03-3528-8166 E-Mail: shikenbu@jemai.or.jp

変更届 (公害防止管理者等国家試験)

受験願書提出後の受験票又は結果通知の送付先変更①、婚姻等による氏名の変更②、受験票の氏名・生年月日の訂正(誤表示)③がある場合、また、転勤等止むを得ない事情により受験地の変更④を希望する場合は、この変更届に必要事項(1.～3.)を記入して、下記提出先へ送付(郵送、FAXまたはE-mail添付)してください。なお、氏名の変更②の場合は、戸籍抄本の添付が必要となりますので、郵便にて送付してください。

1. 二重線内の項目を記入してください。

*受験番号は受験票の受取後は記入してください。合格証書番号、管理番号は該当者のみ記入してください。

		固有番号(事務局記入欄)			
フリガナ		受験番号 (受験票受取後は記入)			
氏名 (現氏名)		合格証書番号 (区分合格者)※1			
生年月日	2大正・3昭和・4平成 年 月 日生	管理番号 (科目合格者)※2			
連絡先 電話番号	- -	連絡先 FAX番号		-	-
E-mail	@				
現住所	〒 -				

※1 平成18年度以降に区分合格された方 ※2 過去2年間に受験された試験区分の一部の試験科目に合格された方

2. 該当する変更項目をチェックしてください。②は確認書類にチェックをいれてください。

- ①住所又は連絡先
 ②氏名(改姓、改名・確認書類 免許証等 戸籍抄本)
 ③誤表示(氏名・生年月日)
 ④受験地変更

3. 該当する変更項目を記入してください。

*住所に変更があった場合は、お手数ですが同上とせず、新/旧住所欄ともに記入してください。

①	住所	新	〒 -		都・道 府・県	市・区 郡
		旧	〒 -		都・道 府・県	市・区 郡
連絡先		新電話番号			旧電話番号	

*②氏名変更(改姓、改名)の場合は、戸籍抄本の添付が必要となります。③誤表示の場合は、免許証等の確認書類が必要です。

② ③	氏名	フリガナ	新(セイ)	新(メイ)	旧(セイ)	旧(メイ)
		漢字	新(姓)	新(名)	旧(姓)	旧(名)
生年月日		正: 2大正・3昭和・4平成 年 月 日生	誤: 2大正・3昭和・4平成 年 月 日生			

*受験地の変更は受験申込み締切後に変更する場合に届け出てください。試験会場の変更はできません。

④	受験地	変更後:	変更前:
	変更理由:		

以前の受験地からの変更は申込の際に指定できますので変更届は不要です。

提出先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 (幸ビルディング)
 一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター
 Tel: 03-3528-8156 Fax: 03-3528-8166 E-Mail: shikenbu@jemai.or.jp